

認可外保育施設等を利用する際の《幼児教育・保育の無償化》について

京都市幼保総合支援室

京都市幼児教育・保育無償化事務集中室

幼児教育・保育無償化（令和元年10月～）の給付を受けるために必要な手続きについて、下記のとおりご案内いたします。入園される施設の種類やお子様の年齢、世帯の状況等によって、対象者や無償化の範囲が異なりますので、ご注意ください。
また、対象となる方は、事前に2に記載の手続きが必要となります。

（無償化対象施設についての注意点）

認可外保育施設について無償化の給付を受けるためには、保護者の方が新2号・新3号の認定を受けられるとともに、利用される施設が無償化対象施設である必要があります。京都市民が給付の対象となる無償化対象施設は、施設が無償化対象施設の確認を受けた上で、令和3年4月1日以降は、認可外保育施設の指導監督基準を満たしている必要があります。

利用される施設が無償化対象施設の確認を受けているか否か、また、認可外保育施設の指導監督基準を満たしているか否かについては、必ず利用される施設に御確認ください。

なお、京都市内の施設で無償化対象施設の確認を受けている施設、認可外保育施設の指導監督基準を満たしている施設は、京都市のホームページ「幼児教育・保育の無償化に係る特定子ども・子育て支援施設等一覧」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000258134.html>

で確認することができます。



1 幼児教育・保育無償化の認定、給付内容

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動（ファミリーサポート）を利用されている場合で以下の要件に該当すると幼児教育・保育無償化の対象となり、給付を受けることができます。

認定区分	新2号認定	新3号認定
対象年齢	3歳児（年少） ～5歳児（年長）	0歳児～2歳児
保育が必要な理由 ※	必要	
その他の要件	なし	非課税世帯
給付上限額（月額）	37,000円	42,000円

※ 「保育が必要な理由」の詳細については、「3 保育が必要な理由について」をご確認ください。

2 幼児教育・保育無償化の給付を受けるために必要な手続

利用の開始日（入園日）までに必要な書類を京都市にご提出ください。

京都市で書類を受理した日以降を開始日として認定します。

また、京都市に転入予定の場合、転入日から認定を開始します。ただし、書類を受理した日が転入日より遅い場合は、受理日からしか認定できませんのでご注意ください。

なお、月途中からの認定や入園の場合は、該当月の支給額を日割り計算して減額しますのでご注意ください。

(1) 必要書類及び受取方法

区役所・支所子どもはぐくみ室で配付している他、京都市情報館（京都市ホームページ）で公開しています。

受けたい認定	必要書類
新2・3号認定	①子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書 ②保育が必要な理由書 ③保育が必要な理由の添付書類 ※ ※ 複数の理由に該当する場合は、それぞれの理由に応じた添付書類の提出が必要です。

京都市情報館掲載URL

(新2・3号認定) <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254845.html>



(2) 提出期限・提出先

提出期限	利用を開始する日まで
提出先	京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室（下記送付先参照）

(送付先)
〒604-8171
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階
京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室

3 保育が必要な理由

下記の理由に保護者のいずれもが該当する場合は、新2・3号認定を受けることができ、認可外保育施設等に関する幼児教育・保育無償化の給付を受けることができます。

保育が必要な理由及び基準	添付書類	認定の期間（最長）
①就労（内定を含む） 1か月48時間以上就労していること	・就労証明書 ・スケジュール申告書(変則勤務で、就労証明書の変則就労「主な勤務時間帯・シフト時間帯」の欄に未記載の場合のみ)	卒園まで
②妊娠・出産 妊娠中であるか出産後間がないこと	・母子健康手帳の写し又は出産証明書	妊娠中か出産予定日又は出産日から起算して8週間が経過する日の翌日の属する月の末日までであること
③疾病・障害 病気・けが療養中又は精神・身体に障害があること	・障害者手帳をお持ちでない場合は、診断書、介護保険被保険者証の写し等、疾病・障害の程度が分かる資料（※1） ・スケジュール申告書(生活に制限のない方)	卒園まで

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 親族を常時介護・看護していること	・ 障害者手帳をお持ちでない場合は、診断書、介護保険被保険者証の写し等、介護・看護の必要性が分かる書類（※1） ・ スケジュール申告書(必須)	卒園まで
⑤災害復旧 災害の復旧に当たっていること	・ 災害証明書	
⑥求職活動（起業準備を含む） 求職活動を継続的に行っていること	・ 求職活動申告書 ・ 活動内容を証明する書類(ハローワークカードの写し等)	概ね90日
⑦就学 ・ 学校教育法に規定する学校等に在学していること ・ 職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること	・ 在学証明書 ・ スケジュール申告書(時間割でも可)	卒業(修了)予定日の月末まで
⑧育児休業取得中に継続利用が必要であること 下の子どもの育児休業取得前から、上の子どもが継続して施設等を利用していること	・ 就労証明書	市町村が認める期間
⑨その他、上記に準じる状態として市町村が認める場合 上記に準じる状態のため保育が必要であること	・ 区役所、支所にお問い合わせください。	

※1 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの場合、原則、手帳の写しの添付は不要ですが、京都市で内容が確認できない場合は提出を依頼することがあります。

※2 新3号→新2号認定の切り替え（3歳になった最初の4月1日）は自動で行います。

4 給付の手続について

幼児教育・保育無償化の給付手続は下記のとおりです。認可外施設をご利用の方は、必要書類を添えて京都市に支給の申請をすることで無償化の給付を行います。

なお、施設等利用費の支給を申請する権利は、施設・事業の利用月の翌月1日から2年を経過すると、時効により消滅しますのでご注意ください。

(1) 必要書類 掲載HP <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000258661.html>

- ・ 施設等利用費申請書(請求書)
- ・ 特定子ども・子育て支援提供証明書（利用した施設から発行されます。）
- ・ 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（利用した施設から発行されます。）

(2) 提出、支給時期

(1) の書類を下記の締切日までに送付先までご郵送ください。

毎月支給前に支給決定通知をお送りします。

締切日	支給時期（予定）	締切日	支給時期（予定）
7月15日	9月	1月15日	3月
9月15日	12月	4月15日	6月



- ※ 標準的なスケジュールとなります（休日の場合は、翌開庁日が締切となります。）。
- ※ 支給は、施設等利用給付認定の申請時にご指定いただいた代表保護者の口座への振込となります。

(送付先)

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階
京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室

5 利用状況に変更があった場合

申請後に利用状況に変更があった場合、速やかに「6 お問い合わせ先」まで必ずご連絡ください。変更申請等の手続が必要となる場合があります。

- 保育が必要な理由に該当しなくなる又は就労時間など状況が変更になる場合
- 就労を始める又は退職する場合、妊娠がわかった場合、育児休業を取得又は終了する場合
- 住所を変更する場合、世帯構成が変わる場合
(市外に転出し、同じ施設を利用する場合は、転出先の市町村に教育・保育給付認定や施設等利用給付認定の申請を行ってください。)
- 施設等利用費の振込先の口座を変更する場合
※ 原則として、保育料をお支払いいただいている方が名義になっている口座をご指定ください。

6 お問い合わせ先

- 京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室 ☎075-254-7216